

児童手当の認定請求には個人番号(マイナンバー)が必要です。

平成28年1月から児童手当の認定請求には個人番号(マイナンバー)が必要です。なりすましを防止するため、請求書に記載された個人番号の確認等のために以下の書類をご用意いただく必要があります。

1. 個人番号の確認

記入された個人番号(マイナンバー)が正しいものであることを確認するため、認定請求時に請求者の個人番号確認書類の提示が必要です。

【番号確認書類】

個人番号カード(裏面)、通知カード※、住民票の写し又は住民記載事項証明書(※通知カードについては、記載内容に変更がない場合又は令和2年5月25日までに正しく変更手続きが完了している場合に限りです。)
郵送の場合は、コピーを「児童手当・特例給付 認定請求書」に添付してください。

2. 本人確認

(1) 本人が手続きする場合

認定請求をする方が、本人であることを確認するため、認定請求時に本人確認書類の提示が必要です。(①又は②が必要です。)

①請求者本人の顔写真付きの本人確認書類(1種類)

- ・個人番号カード(表面)
- ・自動車運転免許証
- ・パスポート 等

②請求者本人の本人確認書類(顔写真なし)(2種類)

- ・健康保険証+年金手帳
- ・健康保険証+住民票の写し 等

※郵送の場合は、コピーを「児童手当・特例給付 認定請求書」に添付してください。
保険証の写しを提出する際は、記号・番号等の部分については黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

(2) 代理人が手続きする場合

認定請求をする方が権限のある代理人であることを確認するため、認定請求時に代理権確認書類と代理人の本人確認書類の提示が必要です。(A及びBが必要です。)

A：代理権確認書類

法定代理人の場合

戸籍抄本 等

任意の代理人の場合

委任状（ホームページにサンプルがあります。）

B：本人確認資料（①又は②が必要です。）

①代理人の顔写真付きの本人確認書類（1種類）

- ・個人番号カード（表面）
- ・自動車運転免許証
- ・パスポート 等

②代理人の本人確認書類（顔写真なし）（2種類）

- ・健康保険証＋年金手帳
- ・健康保険証＋住民票の写し 等

3. 手続き

（1）来庁手続き

区役所こども家庭支援課に必要書類をご持参ください。

（2）郵送手続き

送付先まで必要書類を送付してください。

【送付先】

〒231-8771 [郵便番号とあて名だけで届きます。住所不要。]

横浜市こども青少年局こども家庭課

手当給付係（児童手当担当）

※児童手当の認定請求には、その他の書類を提出することが必要になる場合があります。ご不明な点等ございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

横浜市こども青少年局こども家庭課手当給付係

受付時間：平日 午前9時～午後5時（祝日は除く）

TEL：045-641-8411

FAX：045-641-8412

ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/teate/jite-gaiyou.html>